

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
当日の翌日
が休息日
に当たります)

目 次

- ◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険薬剤師の登録
被爆者一般疾病医療機関の指定
馬伝染性貧血検査の実施
保安林の指定の解除(三件)
土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の認可(二件)
- ◇公 告 行政書士試験の実施
- ◇正 誤 昭和五十二年八月鳥取県告示第六百十六号中訂正

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十九号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第百八十七号を次のように改める。

百八十七 建設業許可申請手数料 五万円。ただし、既に他の建設業

について知事がした許可と建設業法

(昭和二十四年法律第百号)第三条第

一項各号に掲げる区分を同じくする

許可に係るものにあつては、二万円

別表第百八十七号の次に次の一号を加える。

百八十七の二 建設業許可更新申請手数料 二万円

附 則

1 この規則は、昭和五十二年十月一日から施行する。

2 昭和五十二年十月一日前に許可の申請がされたもの(許可の更新の申請にあつては、昭和五十三年三月三十一日までに更新を受けるべきものに限り)に係る許可手数料は、改正後の鳥取県手数料徴収規則別表第百八十七号及び第百八十七号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第七百一十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十二年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
江本紀子	鳥粟第三五五号	昭和五十二年八月二十日

鳥取県告示第七百二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和五十二年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日 名称 所在地

昭和五十二年九月十二日 常松医院 米子市福市五七四の五

鳥取県告示第七百三号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、馬伝染性貧血検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定に基づき、馬の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和五十二年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 実施の目的
馬伝染性貧血予防のため
- 二 実施する区域
米子市新良路
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
馬
- 四 実施の期日
昭和五十二年九月十七日
- 五 検査の方法
チヨツケ試験管法

鳥取県告示第七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字砂濱六九〇の三四二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字兎鼻二〇五一の二、二〇五一の三、字兎鼻

二〇五二の二、二〇五二の三

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字新次郎開二八〇〇の二、二八〇〇の三、字

鍛冶小屋二九一四の六、二九一八の三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字ボタ塚一二二三の一から一二二三の五まで、

字東浜二九一（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

五反田西通三一二の一〇、大字東園字万燈續六二〇の二、字南辺林七

五七の五、七五七の六

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百七号

昭和五十二年五月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良(神戸上地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八号

日野町から申請のあつた町営土地改良(津地地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年九月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九号

日野町から申請のあつた町営土地改良(榎市地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年九月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により公告する。

昭和52年9月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

昭和52年10月20日(木)

(2) 場所

鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎大会議室

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験を行う。

なお、(1)及び(2)については、択一式による。

- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令
- (2) 一般常識
- (3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
- (3) 行政書士法施行細則第1条の規定に基づき(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 受験願書受付期間

昭和52年9月9日(金)から昭和52年10月3日(月)までとする。

なお、郵便による場合は、昭和52年10月3日までに到着したものに限り。

5 受験手続

- (1) 行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願前1年以内に写した上半身脱帽名刺型のもの)を添えて、鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部地方課に提出すること。
- (2) 受験願書は、鳥取県総務部地方課で交付する。

なお、郵便で受験願書を請求する場合には、あて先を記載し50円切手をはった返信用封筒を同封すること。

- (3) 受験願書を提出した者に対しては受験票を交付するので受験者は、試験当日これを持参すること。

6 受験手数料及びその納付方法

- (1) 行政書士試験手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

- 7 この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。

正 誤

昭和五十二年八月鳥取県告示第六百十六号(木材業者及び製材業者の登録について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 行

誤

正

七十五 中部森林組合

鳥取県中部森林組合

八 終わりから三 赤碓町赤碓

赤碓町赤碓一八四四

九 一 東伯郡大栄町瀬戸一八〇

東伯郡大栄町瀬戸

一八〇一

十九 終わりから一 讃岐寛治

讃岐寛二